

## 営業秘密管理指針の改訂について

平成30年11月  
知的財産政策室**1. 改訂の背景**

本指針は、経済産業省が不正競争防止法を所管し、また、TRIPS 協定など通商協定を所管する行政の立場から、企業実務において課題となってきた営業秘密の定義等について、一つの考え方を示すものである。(平成15年1月策定、平成27年1月最終改訂)。

ビッグデータ、AI の活用といった第四次産業革命の進展を背景として情報活用形態が多様化する状況を踏まえ、営業秘密の三要件に該当するための管理の在り方について、産業構造審議会知的財産分科会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」において検討がなされ、以下の通り改訂の方向性が示された。

これを踏まえ、営業秘密の保護・活用に向けて、営業秘密の管理の実態に即して、営業秘密管理指針を見直すものである。

**【第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ 抜粋】****(1) 多様な情報管理形態に対応した秘密管理性確保のための措置**

工場の機器の稼働データ、人の行動データ等、膨大なデータ量を効率的に収集・分析するためには、データ提供者、分析者といった複数者でデータを共有したり、データを外部のクラウドで管理することが想定されるが、これらのデータについて営業秘密として法的保護を受けるため、又は漏えいを未然に防止するために有効な対策や考え方を明確にすることが必要であると考えられる。

**(2) 学習用データ等で活用するデータの有用性、非公知性の考え方**

AI 学習用のデータセットには、異常を検知した際のデータを利用することが考えられるが、このようなデータの有用性要件の該当性に関する考え方についても明確にすることが必要であると考えられる。

また、学習用データセットには公知データを利用することも考えられるが、一部公知データが含まれているからといって、直ちに非公知性が失われる訳ではないため、この点の考え方を整理しておく必要があると考えられる。

## 2. 主な改訂箇所一覧

### (1) 秘密管理性について

p. 8	● 従業員に対して、就業規則や秘密保持契約（誓約書）によって守秘義務を課すことも秘密管理性を担保する有効な措置の一つであると考えられることから、例示に追加。
p. 11	● 営業秘密を外部のクラウドで管理する場合、秘密として管理されていれば秘密管理性は失われない旨追記。
p. 15	● 複数企業で共同研究開発を行うなど、自社の営業秘密を複数企業に開示する場合、当該複数企業を当事者とする秘密保持契約を結ぶことが有効である旨記載。

### (2) 有用性について

p. 16	● 有用性が認められるネガティブインフォメーションの例に、AIプログラム開発で使用する製品の欠陥情報を追加。
-------	--

### (3) 非公知性について

p. 18	● 公知情報の組み合わせに関する表現について、非公知性の要件の説明の中で「有用性」との文言が用いられている箇所について、要件の混同を避ける趣旨で表現を「法的保護に値する価値」と修正。
p. 18 p. 19	● 「公然と知られていない」状態について、裁判例等を踏まえ、入手可能な商品等から容易に推測・分析されない情報（リバースエンジニアリングが容易でない情報）も追加し、関係する裁判例も追加。
p. 19	● 公知情報を組み合わせたAI技術の開発（学習）用のデータセットについて、その組み合わせの容易性、取得に要する時間や資金等のコスト等を考慮して非公知性が判断される旨を注釈に追記。

以上